

備前市手話言語条例

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解の促進及び手話の普及並びに地域における手話を使用しやすい環境の構築(以下「手話の普及等」という。)に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者(以下「市民等」という。)の役割を明らかにするとともに手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって誰もがいつまでも安心して暮らせるまちを実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 手話の普及等は、ろう者(聴覚障害者のうち、手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。以下同じ。)が手話による意思疎通を円滑に図る権利を有するとの認識に基づき、ろう者とろう者以外の者が互いの人格及び個性を尊重することを基本理念として行うものとする。

(市の責務)

第3条 市は基本理念にのっとり、市民等に対して手話の普及等を図るために必要な施策を推進するものとする。

(市民等の役割)

第4条 市民は、手話やろう者に対する理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、ろう者に対し、利用しやすいサービスの提供及び働きやすい環境の整備に努めるとともに、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(施策の推進)

第5条 市は、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

(1) 手話の普及等に関すること。

(2) 手話による情報取得の機会の拡充に関すること。

(3) 手話による意思疎通のための支援者の確保及び資質向上に関する施策

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 市は、前項の施策を推進するために必要がある場合は、ろう者その他関係者の意見を聴くよう努めるものとする。

(緊急時及び災害時の対応)

第6条 市は、緊急時及び災害時において、ろう者が必要な情報を取得し、円滑に意思疎通を図ることができるよう努めるものとする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。